

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大間町長 野崎尚文

市町村名 (市町村コード)	大間町 (024236)
地域名 (地域内農業集落名)	材木地区 (材木集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月25日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進んでおり、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、2社が農地を利用する予定であるが、更なる担い手の確保及び農地を集約化するとともに、地域で取り組める新規就農者を確保・育成を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である「おこっぺいもっこ」について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を検討していく必要がある。
 2社が耕作する予定であるが、更に地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を確保を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
ほ場整備している農地について、担い手の経営意向を確認し農地中間管理機構を活用する。その後は必要に応じての農地中間管理機構を活用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、下北北部地区中山間地域総合整備事業を活用し、ほ場整備をする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県民局やJA、関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集して、相談しながら生産する農地を斡旋し、定着できるようにする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者等がないため、活用予定はありません。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大間町長 野崎尚文

市町村名 (市町村コード)	大間町 (024236)
地域名 (地域内農業集落名)	材木地区 (材木集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 6月27日 (第 2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進んでおり、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、2社が農地を利用する予定であるが、更なる担い手の確保及び農地を集約化するとともに、地域で取り組める新規就農者を確保・育成を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である「おこっぺいもっこ」について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を検討していく必要がある。
2社が耕作する予定であるが、更に地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
そのため、地域の意向調査のため、アンケートを実施し地域の意向を把握する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を確保を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
ほ場整備している農地について、担い手の経営意向を確認し農地中間管理機構を活用する。その後は必要に応じての農地中間管理機構を活用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、下北北部地区中山間地域総合整備事業を活用し、ほ場整備をする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県民局やJA、関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集して、相談しながら生産する農地を斡旋し、定着できるようにする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者等がないため、活用予定はありません。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				